

令和2年度
社会福祉法人 宮若市社会福祉協議会
事業計画書

令和2年度事業計画

1. 法人運営

- 理事会・評議委員会の開催**
 - ・理事会（6月・7月・10月・1月・3月）に開催予定。
 - ・評議員会（6月・3月）に開催予定。
- 監査の実施**
 - ・四半期ごとの定例監査を実施。
- 役職員研修の開催**
 - ・先進地視察研修を行い、今後の法人・事業運営に活かしていく。
- 会議等への参加**
 - ・関係機関等が実施する会議・運営委員会等へ参加する。
- 研修会等への参加**
 - ・研修会に積極的に参加し資質向上に努める。

2. 地域福祉の推進

- 福祉座談会の開催**
 - ・宮若市のまちづくり出前講座に登録を行い、社協の事業内容について多くの方に知っていただく。また、地域の多種多様な福祉課題を認識して頂き、住民の主体的な取り組みの必要性について理解を深める為に、自治会にて福祉座談会を開催していただけるよう依頼していく。
- 福祉委員の設置推進**
 - ・地域福祉の根幹となる見守り体制の強化が求められる本市において、自治会長より推薦された方へ社会福祉協議会会長より福祉委員を委嘱し、見守り体制の強化を図っていく。令和元年度までは、福祉委員の任期を2年としていたが、1年での交代となる自治会が多いため、令和2年度からは任期を1年として推薦依頼をしていく。
- 福祉会の設置推進**
 - ・安心して住み続けることのできる地域を目指し、地域での要援護者台帳・ふれあい台帳の整備及び、福祉マップの作成を推進しながら地域福祉の推進を図る。現在の取り組み内容は様々ではあるが、20自治会にて福祉会が設置されており、令和2年度は23自治会での福祉会設置を目標とする。

□ **いきいきサロン活動の推進**

- ・ 地域を拠点として、気軽に集える居場所づくりとして、自治会主体によるサロン活動を推進しており、対象者の区切りは無く、高齢者の閉じこもり防止や介護予防に大きな役割を果たしている為、今後も自治会単位の高齢者サロン活動を推進する。現在、24自治会にていきいきサロンが開催されており、令和2年度は27自治会でのサロン開催を目標とする。

□ **地域福祉研修会の開催**

- ・ 支え合う福祉コミュニティの構築をめざし、自治会長・民生委員児童委員・公民館長・老人クラブ連合会・福祉委員・社協役員等々を対象に、身近な課題について学んでいただくために地域福祉研修会を開催する。

□ **地域歳末・年始事業の推進**

- ・ 自治会にて年末・年始に実施されている助け合い活動や地域の絆づくりを目的とした事業に対し、歳末たすけあい募金に自治会から協力いただいた金額の80%を上限として助成する。令和元年度は38自治会より申請があり、令和2年度については40自治会へ助成できるよう周知していく。

3. ボランティア活動の推進

□ **ボランティアセンターの運営（ボランティアコーディネートの充実）**

- ・ ボランティア活動の総合的な相談に応じ、ボランティア活動を行いたい方には登録をしていただき、ボランティアを受け入れたい方との需要と供給の調整を図る。多くの方にボランティア登録いただくために、ボランティアセンターについての周知を行う。令和元年度は約720名の方がボランティアセンターへ登録されてあるのだが、各自・各団体が行っていたボランティア活動を継続していくに過ぎず、新たなボランティア受け入れ先の確保が不十分であった為、令和2年度については、コーディネートを充実する為に、様々な福祉施設や企業等々を訪問しボランティアの受け入れ先確保に努め、互いに支え合うまちづくりを進める。

□ **ボランティア講座の開催**

- ・ ボランティア活動を始めるきっかけとしての講座や、既存の活動の意識と活動の質を高めるためにスキルアップ講座を行う。

□ **災害ボランティア養成講座の開催（新規事業）**

- ・ 近年災害が多発しており、被災地では災害ボランティアセンターを開設しなかった年がない状況であるため、宮若市で災害が発生し、災害ボランティアセンターが開設された際に、いち早く災害ボランティアに参加できるグループの設立を目指す。

- **災害ボランティア派遣への学校との連携（新規事業）**
 - ・ 本会では、災害発生時に各地の災害ボランティアセンターの運営を支援してきた。その際に、高等学校等の運動部生徒の姿を多く目にした為、本市においても高等学校等と連携し、災害発生時には災害支援ボランティアとして被災地支援活動が出来るよう関係機関と協議を進める。
- **小物製作ボランティアの養成（新規事業）**
 - ・ 手芸等の特技を活かしたボランティア団体の育成を図る。製作して頂いた小物や物品等を販売し、売上金を赤い羽根共同募金へ寄付する。
- **ボランティアスクールの開催**
 - ・ 夏休み期間中に小学生高学年を対象としたボランティアスクールを開催する。講義中心の内容ではなく、見て触って等の、体験を中心とした内容で実施する。
- **ボランティア団体の活動支援**
 - ・ ボランティアセンターに登録されている団体や宮若市ボランティア連絡協議会等の既に設立されている団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。
- **地域ふれあい防災運動会の支援**
 - ・ 令和元年度より、ボランティア団体と福祉団体だけの活動ではなく、地域を巻き込み実行委員会を組織し実施している。令和2年度については、旧若宮小学校区の地域住民にも参加してもらう予定。災害時の対応や障がいを抱える方への配慮等々について学ぶことを目的として開催する事業を支援していく。
- **ボランティア活動の啓発**
 - ・ 社協広報誌「ほっと」・ホームページ・フェイスブック等で、ボランティア活動の紹介やニーズ等を掲載しボランティア活動の充実を図る。また、社会福祉センター掲示板の一部をボランティア専用の掲示板として活用し、多くの市民へ周知を図る。
- **ボランティア活動保険への加入推進**
 - ・ 安心してボランティア活動を行って頂くためにボランティア活動保険への加入推進を図る。（基本タイプ 350 円、天災・地震補償プラン 500 円）

4. 相談機能の充実

- **弁護士無料法律相談の実施**
 - ・ 毎月第2火曜日の午後1時から4時までの間、事前予約により一人30分程度の6名を受け付け、弁護士による無料法律相談を実施する。

□ **フードバンクの運営**

- ・生活相談等で来所された方々へ、今日・明日の食べ物の確保が出来ない方に対し、住民の方々・ドリームホープ・四季彩館等から食糧品を提供していただき生活困窮者等へ供給する。また、NPO 法人フードバンク福岡への協力依頼をするとともに、宮若市ふるさと祭にて「うまい米コンクール」へ出品されたお米の寄贈も継続していただきながらし、食料の確保に努める。

□ **関係機関との連携**

- ・生活不安等に対する日常的な相談には職員が随時対応しているが、本会のみでは対応できないケースも多々あり、相談者の生活の自立と安定に向け生活困窮者自立支援室等と連携し解決に向け取り組んでいく。

5. 高齢者の支援

□ **寝具洗濯サービスの実施**

- ・介護保険の認定を受けている方等を対象に、民生委員及び在宅介護支援センターの協力を得て、寝具の洗濯サービスを実施する。

□ **ふれあい電話の実施**

- ・ボランティアの協力により一人暮らし及び昼間独居の 75 歳以上の自宅に電話による訪問を行い、話し相手をする事で安否確認を行う。また、お誕生日カードの送付や年賀状の送付などを通じて利用者との交流を図る。

□ **在宅介護者の支援（新規事業）**

- ・高齢化が進む本市において、介護に携わる方々の悩み等を共有する団体が結成されていない為、介護疲れによる悩みを共有し介護者の孤立を防止することを目的として、宮若市の協力を得ながら介護者の集いの場を作るために準備を進めていく。

6. 障がいを抱える方への支援

□ **障がい者サロンの開催**

- ・障がいを抱えた皆さんが気軽に参加でき、交流できる場として、ボランティアの支援も頂きながら毎月第 2 木曜日に社会福祉センター 2 階にて、障がい者サロンを開催する。また、外出の機会が少ないとの声を反映し、お出かけ等も組み入れ利用者のニーズに沿った運営を実施していく。

□ **手話サロンの開催**

- ・聴覚障がいを持たれる方の障がいを理解し、交流と社会参加を進める為、気軽に簡単な会話程度の手話を学ぶ手話サロンを宮若手話の会の協力を得て開催する。毎月第 2 火曜日に社会福祉センター 2 階にて開催していたが、利用者から月 2 回の開催を希望する声が多いため、令和 2 年度より第 4 火曜日にも開催していく。

□ **引きこもりの方への支援（新規事業）**

- ・ 就学期の引きこもりについては、通学状況等を把握することにより発見がしやすく、様々な機関からの支援がある。しかし、大人になってからの引きこもりは発見することが難しく、支援することも難しい。令和2年度は、大人の引きこもりについて事業展開をしている先進地を視察し、本会においても引きこもりの支援が出来るように準備を進めていく。

□ **障がい者団体・作業所の活動支援**

- ・ 既存の障がい者団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。団体の活動や作業所等の事業を紹介し、障がいを抱える親の悩み等々にも対応できる体制づくりに努める。社会福祉センターの売店業務についても、宮若市障がい者連絡協議会へ委託し、雇用創出の場や社会参加の機会の増進に寄与する。その他、障がい者の就労の機会を作る活動を支援する。

7. 子育ての支援

□ **子育てイベントの開催**

- ・ 核家族化の進展により、身近に子育てについての相談や一時的な育児をお願いする人間関係が出来ておらず、子育てに悩む親が増加している。同年代の子を育成する親同士の繋がりを作るために、子どもと一緒に楽しめるイベントを実施する。

□ **子育て用品リユース事業**

- ・ 子育て用品のリサイクルを進めるために、不要となった子育て用品を持ち込んでもらい、必要とされる方が無料で持ち帰ることが出来る「子育てリユースセンター」を社会福祉センター2階の一室を利用して実施する。

□ **お母さんリラックスタイムの実施（新規事業）**

- ・ 子育てに専念されている母親の育児ストレス等解消の為に、子どもを半日程度預かり、母親のリフレッシュに供することを目的として関係機関と協議を進め事業実施に向けて取り組んでいく。

□ **子育て団体の支援**

- ・ 既存の子育て団体の活動を支援するとともに、課題解決に取り組み活動の活性化を図る。また、単体で出来ない事業については、協働して行う。

8. 福祉教育の推進

□ **福祉入門教室・福祉の仕事出前講座（新規事業）**

- ・ 筑豊地区福祉人材バンクからの助成金を財源として、小学校で行われている福祉教育に、車イスバスケットの選手を招待した研修会等を提案する。

□ **福祉教育の支援**

- ・ 学校における福祉教育を推進するため、福祉機材の貸出や講師紹介などを行う。また、福祉人材バンクからの助成金を活用して小学校の福祉教育を支援する。

□ **福祉体験教室の開催（新規事業）**

- ・ 小学生を対象とした福祉にかかわる事業は実施しているが、小学生以上を対象とした福祉を体験する事業を開催していなかった為、ボランティア活動の体験や高齢者疑似体験、盲導犬についての学習等々の事業実施に向け取り組んでいく。

□ **未来応援プロジェクト（新規事業）**

- ・ 学校独自で講師を招くことが厳しい状況の中、未来を担う子供たちに希望を持ってもらう事の出来るような講演会の企画を検討する。

□ **社会福祉協力校の指定**

- ・ 小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりの心でお互いに助け合い人権を尊重し合う心を育成する為の事業に対し助成する。

□ **福祉教育教材「ともに生きる」の配布**

- ・ 福岡県社会福祉協議会が発行する福祉教育教材「ともに生きる」（小学3年～小学6年対象）を各学校に配布し、福祉教育の教材として活用していただく。

□ **福祉機材寄贈**

- ・ 小学校新入学1年生の児童を対象に、防犯ブザーを寄贈する。

9. 貸出事業

□ **チャイルドシートの貸出**

- ・ 乳幼児の安全と子育て世帯の負担軽減を図るためチャイルドシートの貸出を実施する。父母については6カ月間1,000円の利用料を負担いただき、1年を限度として更新可能とする。また、祖父母等については、3カ月間1,000円の負担を頂く。

□ **福祉車両の貸出**

- ・ リフトカーなど本会で所有している福祉自動車を燃料代のみを負担いただき貸し出す。

□ **車いすの貸出**

- ・ 一時的に車いすが必要な方へ貸し出す。また、介護保険認定者など他の制度で対応可能な人には、そちらを優先して頂く。

□ **レクリエーション遊具の貸出**

- ・ 地域で開催されているいきいきサロンや幼稚園・保育園等にレクリエーション遊具を貸し出す。

10. 広報啓発活動

□ 広報誌の発行

- ・ 市民の声や福祉情報、行事のお知らせなど福祉の情報紙として、「ほっと」を原則3ヶ月に1回発行する。

□ ホームページ、フェイスブックの更新

- ・ 行事のお知らせや事業の報告、情報公開など、適時掲載し、情報提供と啓発媒体としてホームページとフェイスブックを開設し、こまめな更新をしながら魅力的な内容で、より多くの人に情報を伝える。

11. 指定管理者制度による社会福祉センターの運営

□ 社会福祉センターの運営

- ・ 宮若市から指定管理を受け、センターの目的に沿った運営・管理に取り組む。令和2年度から毎月のイベントではなく、子供から高齢者までが参加できるイベントを計画し社会福祉センターの宣伝を行い、今後の入館者の増加を図る。

□ ふくしバスの運行（新規事業）

- ・ 毎週月・水・金曜日にふくしバスの運行を行う。日吉地区へふくしバスを巡回していなかった為、令和2年度から試験的に送迎バスの運行を行う。

12. 受託事業

□ 放課後児童健全育成事業の受託（宮若市より）

- ・ 市内5カ所9クラスで全学年を対象として学童保育所の運営を実施する。しかし、日常的な指導員不足が深刻化してきており、あらゆる求人広告等を活用しているが指導員の確保が出来ない状況である。このままでは社協での事業継続が難しい状況となっており、今後の運営方針について早急に宮若市と協議していく。

□ 高齢者居場所づくり事業の受託（宮若市より）

- ・ 65歳以上の介護認定を受けていない方を対象とした「高齢者居場所づくり事業」を実施する。令和2年度から市内全域での事業を開始することとなり、市民が同一サービスを受けることが可能となる。外出の機会を増やして欲しいとの声にも応え、花見・お買い物・観劇・お食事会等々も実施する。また、外出等も多くなり指導員だけでは対応できない場合など、ボランティアの協力を得ながら事業を実施していく。

□ **食の自立支援事業の受託（宮若市より）**

- ・ 65歳以上で一人暮らしの人、高齢者夫婦のみの世帯、身体障がい者の方に、週5日（月曜日から金曜日）配食サービス（夕食の弁当配達）行うことで、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行う。弁当配達時に安否の確認が出来なかった場合には、民生委員等関係機関と連携し安否確認を行っている。利用者の大幅な増加によりシステムの導入が必要となっている為、業者とシステム導入について協議していく。

□ **宮若市戦没者遺族会事務局の受託（宮若市より）**

- ・ 宮若市戦没者遺族会の事務局を受託し、活動支援を行う。

□ **日常生活自立支援事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）**

- ・ 認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な為に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理など不安がある方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。また、日常生活自立支援事業の啓発を行うとともに、支援計画に沿って定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預金の引き出し等を行って頂く生活支援員の養成講座を行う。

□ **生活福祉資金貸付事業の受託（福岡県社会福祉協議会より）**

- ・ 福岡県社協から事務委託を受けている生活福祉資金貸付事業について、利用者の意向を聞き的確な受付と申請手続きを支援し、関係機関と連携しながら自立に向けての相談・援助をする。

□ **共同募金会宮若市支会事務局の受託（福岡県共同募金会より）**

- ・ 福岡県共同募金会宮若市支会の事務局を受託し、10月1日から12月31日までの間、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の強調月間とし、戸別募金・法人募金・学校募金・募金箱・イベント募金等々の方法で募金活動を行う。法人募金では、共同募金会の理事の方々にご協力いただき、市内事業所等を訪問し共同募金への協力を依頼する。

□ **宮若市老人クラブ連合会の事務局支援（宮若市老人クラブ連合会より）**

- ・ 宮若市老人クラブ連合会からの依頼により、事務局の支援を行う。

13. その他

□ **災害協定の締結（新規事業）**

- ・ 直鞍エリア社会福祉協議会連絡協議会と直方青年会議所との間で、大規模災害発生時に人的・物的困難な局面において協力要請が出来るよう、災害協定の締結に向けて協議を進めていく。